

議案第72号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出


養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名称 万久里地区集会所
所在 養父市万久里327番地1
構造 木造瓦葺2階建
延床面積 196.84平方メートル

2 譲渡の相手方


万久里区

区長 井上 薫

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため、地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。